

# 令和4年度公共下水道事業審議会への諮問内容（概要）

## 1. 市の使用料改定の方針

### （改定方針）

- ・現在、本市の下水道使用料は、本来使用料で賄うべき経費（維持管理費、企業債の元利償還金）の67.4%の水準であり、下水道法第20条に基づく適正負担（100%の負担）を目標に受益者の負担を考慮しながら段階的に引き上げる。
- ・本市の公共下水道事業は、平成28年9月に策定した、「八代市污水適正処理構想」や平成29年3月に策定した「経営戦略」をもとに、下水道サービスを継続的・安定的に提供できるよう取り組んでいる。
- ・前回までは、「4年毎に6.3%程度の改定を行い10年後（令和7年度）を目標年度とし経費回収率を100%にする」との方針のもと改定を行ってきた。当初、目標年度は、今後10年で整備を概ね完了するという国の方針に基づき、「整備完了後は新規接続が見込めず料金収入の増収が期待できない」との判断により設定したものだが、現状は、10年概成は難しいことから「八代市污水適正処理構想」に基づき20年概成により整備を進めており、整備完了は令和17年度となる見込みである。
- ・前回までの答申どおり6.3%程度で試算を行った場合、経費回収率は令和15年度に100%となる見込みであり、整備完了見込みである令和17年度までには適正負担となることから、前回の平均改定率同様に6.32%の改定を実施したい。

（別紙参照）

## 2. 使用料の主な改定内容（審議会への諮問内容）

(1) 改定時期： 令和5年4月1日 施行

(2) 改定内容： 使用料平均改定率 6.32%（前回改定率：6.32%）

(3) 改定による下水道使用料収入の見込額

（単位：百万円）

|        |     | 現行使用料<br>収入額(A) | 改定(案)使用料<br>収入額(B) | 増収見込額<br>(B)-(A)=(C) |
|--------|-----|-----------------|--------------------|----------------------|
| 各年度別内訳 | 5年度 | 1,187.5         | 1,262.6            | 75.1                 |
|        | 6年度 | 1,188.5         | 1,263.7            | 75.2                 |
|        | 7年度 | 1,188.1         | 1,263.1            | 75.0                 |
|        | 8年度 | 1,190.6         | 1,265.8            | 75.2                 |
| 合計     |     | 4,754.7         | 5,055.2            | 300.5                |